

学校法人頌栄保育学院 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は学校法人頌栄保育学院と称する。

(所在地)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市東灘区御影山手1丁目18番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い学校を設置し、キリスト教の精神に基づいて学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために下記の学校を設置経営する。

- (1) 頌栄短期大学 保育科
- (2) 頌栄幼稚園

第3章 院 長

(院長)

第5条 この法人に院長を1名置く。

(院長の選任)

第6条 院長は、評議員会の意見を徴して理事会が選任する。院長の選考に関しては別に定める。

(院長の業務)

第7条 院長は、頌栄保育学院の建学の精神に則り、この法人の設置する学校相互間の教育に関する事項を統括する。

第8条 院長は、法人の設置する頌栄短期大学（以下「短大」という。）、頌栄幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教職員によって開催される諸会議に必要な応じて出席する。

第9条 院長は、短大・幼稚園の教職員によって開催される諸会議の決議事項について、それぞれの責任者から報告を受けるものとする。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第10条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち1名を副理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第11条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 院長
- (2) 学長、園長 2名
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した下記の者
 - ① 大学教授会、幼稚園教諭会及び事務職員会1名以上2名以内
 - ② 頌栄同窓会1名以上2名以内
 - ③ 幼稚園同園会1名
 - ④ プロテスタント教職者1名以上2名以内
- (4) 理事会にて選任された者2名以上5名以内

- 2 前項第1号、第2号及び第3号①②③より選任の理事は、キリスト教信者であること。
- 3 前項第1号から第3号までのうち、各号を兼務する者がある場合の理事の定数は、第10条第1項第1号の理事数から兼務数を減じた数とする。

- 4 第1項第1号、第2号及び第3号①の理事はその職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第12条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第13条 役員(第11条第1項第1号、第2号及び第3号①に掲げる理事を除く。この条文中以下同じ。)の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長、副理事長にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第14条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第17条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第18条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は

理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、かつ理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 20 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が年 2 回以上招集する。

4 理事長は理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

6 理事会を招集するには、全理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第 21 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 22 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申出に基づき次回会議

に諮り議長がこれを確認しなければならない。

- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常務会)

第23条 この法人に理事会のもとに学院の円滑な運営を計るために理事長を補佐するものとして常務会をおくことができる。

- 2 常務会は、理事長が招集し議長となる。
- 3 常務会の構成員は、理事長が指名する。
- 4 常務会の運営は寄附行為細則に別途定める。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、第28条によって選任する評議員19名以上31名以内で理事総数の2倍を超える人数をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 第22条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併

- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会の意見具申等)

第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第28条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事会において推薦された者のうちから評議員会で選出された下記の者

- ① 大学教授会から1名以上2名以内
- ② 幼稚園教諭会及び事務職員会から2名以上4名以内
- (2) プロテスタントの教職者中より理事会から選出された者2名以上4名以内
- (3) 学識経験者より理事会が選出する者9名以上14名以内
- (4) この法人が設置する学校を卒業した25歳以上の者4名以上6名以内
- (5) 頌栄家庭会会長 1名

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の教職員の地位を退いたとき、また前項第5号の規定による評議員はその役職を退いたとき評議員の職を失うものとする。

(任期)

第29条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第6章 役員の仕事報酬及び損害賠償責任

(役員の仕事報酬)

第31条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員がこの法人に対する損害賠償責任)

第32条 役員は、その仕事を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第33条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が仕事を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第34条 第32条第2項の規定にかかわらず、理事(理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が仕事を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に

対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、年間報酬の2倍を限度としてあらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第35条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対して賠償する責任については、適用しない。

第7章 資産及び会計

(資産)

第36条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第38条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第39条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第40条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第41条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第42条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、予め評議員会の意見を聴いて、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、予め評議員会の意見を聴いて、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第43条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第44条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、

その意見を求めなければならない。

- 3 決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は、次年度会計年度に繰り越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 45 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 46 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第 47 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 48 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 8 章 解散及び合併

(解散)

第 49 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能になった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

- (3) 合併

- (4) 破産

- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 50 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の議決及び評議員全員の 3 分の 2 以上の議決をもって、在日本インターボード宣教師社団の寄付による財産を含め、これを同宣教師社団に關係ある他の学校法人又は教育事業を行うものに寄付する。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 9 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 52 条 この寄附行為を変更しようとするときは、予め評議員会の意見を聴いて、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項についても、予め評議員会の意見を聴いて、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 10 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 53 条 この法人は、第 45 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、頌栄保育学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 55 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この改正寄附行為は 1951 年（昭和 26 年）4 月 1 日から施行する。

この改正寄附行為は 1962 年（昭和 37 年）4 月 11 日から施行する。

この改正寄附行為は 1966 年（昭和 41 年）4 月 1 日から施行する。

この改正寄附行為は 1979 年（昭和 54 年）7 月 20 日から施行する。

この改正寄附行為は 1979 年（昭和 54 年）8 月 1 日から施行する。

この改正寄附行為は 1979 年（昭和 54 年）11 月 13 日から施行する。

この改正寄附行為は 1983 年（昭和 58 年）7 月 5 日から施行する。

1991 年（平成 3 年）3 月 30 日文部科学大臣認可の寄附行為は 1991 年（平成 3 年）4 月 1 日から施行する。

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日 2005 年（平成 17 年）9 月 12 日から施行する。

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日 2009 年（平成 21 年）11 月 30 日から施行する。

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日 2016 年（平成 28 年）2 月 19 日から施行する。

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日 2016 年（平成 28 年）9 月 7 日から施行する。

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日 2017 年（平成 29 年）2 月 10 日から施行する。

2020 年（令和 2 年）3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から施行する。